

行政文書管理規則の一部改正について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

令和元年12月の特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「法」とする。）施行5年後見直しにより、5年間特定秘密の保有実績のなかった約70の行政機関が同法の対象外となり、特定秘密を含む文書を作成・保有する見込みがなくなった。これに伴い、当該行政機関の行政文書管理規則の関連規定を削除するもの。

また、引き続き特定秘密を含む文書を作成・保有する行政機関の行政文書管理規則について、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（以下「施行令」とする。）の引用部分に関する所用の改正（条ずれの修正）を行うもの。

<改正内容>

- 各行政機関の行政文書管理規則を、以下のとおり改正する。

（1）引き続き法の対象となる行政機関

施行令の引用箇所について、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

内閣法制局、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、原子力規制委員会

（2）法の対象外となった行政機関

- ① 法第10条による提供（公益上の必要による、法対象外の機関に対する特定秘密の提供）を受ける可能性はないものとして、「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目を削除する。あわせて別表第2-2-(4)の「特定秘密である情報を記録する行政文書」を削除する。

- ・ 最高検察庁（58地方検察庁）

- ② 法第10条による提供を受ける可能性はないものとして、作成義務のなくなった特定秘密保護規定の部分を削除するが、それ以外の「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目は残す。

・ 宮内庁、公安審査委員会

- ③ 法第10条による提供を受ける可能性があるとして、「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目を残し、施行令の引用箇所について「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

・ 原子力防災会議事務局、人事院、公正取引委員会、公害等調整委員会、国税庁、運輸安全委員会、特許庁、中小企業庁

＜参考＞ 行政文書管理規則の改正を行わない機関

元から「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目が存在しない、あるいは、当該項目中で条ずれが発生していないもの。

内閣官房、郵政民営化委員会、特定複合観光施設区域整備推進本部、カジノ管理委員会、復興庁、個人情報保護委員会、中央労働委員会、防衛省、防衛装備庁、会計検査院